

桶川市成年後見制度利用促進協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第12条第1項の規定に基づく成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）及び、桶川市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱（令和5年6月16日市長決裁。以下、「要綱」という。）の規定に基づき、法律及び福祉等の専門職の団体並びに関係機関が自発的に協力する体制づくりを進め、連携を強化し、地域における課題の検討、調整、解決等を行うため、桶川市成年後見制度利用促進協議会を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、意見を述べる。

- (1) 中核機関の運営、体制等に関すること
- (2) 専門職団体、関係機関の連携強化等に関すること
- (3) 成年後見制度の利用に係る相談支援に関すること
- (4) 成年後見人、保佐人又は補助人の支援に関すること
- (5) その他成年後見制度利用促進に関すること

(組織)

第3条 協議会は委員8名以内とし、次に掲げる者のうちから組織する。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 行政書士
- (4) 社会福祉士
- (5) 高齢者及び障害者の関係機関の代表
- (6) 民生委員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長それぞれ1人を置き、会長は委員の互選によってこれを定め、副会長は会長の指名するところによる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、会議に関係実施機関の職員その他の関係者の出席を求めて、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることがある。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、要綱に規定する中核機関において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。